

広島県告示第千四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があつた。

令和七年十二月十八日

広島県知事 横田美香

楓	名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
	新	旧		
訪問看護ステーション	三原市東町二丁目四番六号	三原市和田二丁目二九番六号		
				令和七年一月一日